

【具体的な件数等】

1 相談・通報対応件数

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計	(参考) 使用者による 障がい者虐待
相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数]	26 (30) [市町村 26、県 0]	27 (32) [市町村 23、県 4]	53 (62)	12 (9) [市町村 8、県 4]
虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例	8 (13)	5 (2)	13 (15)	

※ ( ) 内は、前回調査結果（平成31年4月1日～令和2年3月31日まで）の件数

2 虐待の種別（重複あり）

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計
身体的虐待	2 (8)	1 (1)	3 (9)
性的虐待	0 (1)	0 (1)	0 (2)
心理的虐待	2 (5)	4 (0)	6 (5)
放棄・放置	3 (0)	1 (0)	4 (0)
経済的虐待	5 (5)	0 (0)	5 (5)
合計	12 (19)	6 (2)	18 (21)

※ ( ) 内は、前回調査結果（平成31年4月1日～令和2年3月31日まで）の件数

※ 1件の事例に対し複数の被害者及び虐待種別の場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

3 相談・通報・届出者の種別（重複あり）

	本人	医療機関 関係者	相談支援 専門員	施設・事 業所の職 員	当該市町 村行政職 員	成年後見 人等	合計
養護者による 障がい者虐待	3	2	13	5	2	1	26

	本人	相談支援 専門員	当該施設・事業所			
			設置者・ 管理者	サービス管 理責任者	職員	
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	5	5	8	1	1	
	当該施 設・事業 所元職員	当該施 設・事業 所利用者	他の施 設・事業 所の職員	当該市町 村行政職 員	その他	合計
	1	1	1	3	2	28

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報・届出がされる場合があるため、合計数は「相談・通報・届出受理件数」と一致しない。

#### 4 被虐待者の状況

##### 4-1 被虐待者の性別

	男	女	合計
養護者による 障がい者虐待	2	7	9
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	6	1	7
合計	8	8	16

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと判断した事例件数」と一致しない。

##### 4-2 被虐待者の年齢

	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳 以上	合計
養護者による 障がい者虐待	0	3	1	3	1	0	1	9
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	3	1	0	2	1	0	0	7

合計	3	4	1	5	2	0	1	16
----	---	---	---	---	---	---	---	----

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

#### 4-3 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
養護者による 障がい者虐待	0	2	1	1	0	0	5	9
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	0	2	1	1	0	0	3	7
合計	0	4	2	2	0	0	8	16

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

#### 4-4 被虐待者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害（発 達障害除く）	発達障害	難病等
養護者による 障がい者虐待	4	3	2	0	0
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	0	4	1	2	0
合計	4	7	3	2	0

※ 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合又は 1 人の被虐待者に対し複数の障害種別がある場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

#### 4-5 被虐待者の行動障害の有無

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計
① 強い行動障害がある（障害支援区分 3、 行動関連項目 10 点以上（または障害程 度区分 3、行動関連項目 8 点以上））	1	0	1

② 認定調査を受けてはいないが、 ①と同程度の行動障害がある	0	0	0
③ 行動障害がある (①、②に該当しない程度の行動障害)	0	1	1
④ 行動障害がない	8	6	14
⑤ 行動障害の有無が不明	0	0	0
合計	9	7	16

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

## 5 虐待者の状況

### 5-1 虐待者の性別

	男	女	合計
養護者による 障がい者虐待	7	2	9
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	4	1	5
合計	11	3	14

※ 1件の事例に対し複数の虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

### 5-2 虐待者の年齢

	～17 歳	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	不明	合計
養護者による 障がい者虐待	1	0	0	4	2	0	2	0	9
障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	0	0	0	1	0	0	0	4	5
合計	1	0	0	5	2	0	2	4	14

※ 1 件の事例に対し複数の虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと判断した事例件数」と一致しない。

## 6 今後の県の取組

障がい者虐待防止・権利擁護の指導的役割を担う者を養成し、障害福祉サービス事業所等の従業者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を目的とし、障害者虐待防止研修への受講者派遣や権利擁護センター職員・障害福祉サービス事業所等の従業者等に対する研修を実施することで、虐待の未然防止及び虐待認定のための対応機能の向上を図る。

また、市町村虐待防止センターや権利擁護センターを支援するための支援チームを各圏域に引き続き設置し、専門的立場での助言を行うことで、市町村等から相談しやすい体制を整える。

加えて、障害者福祉施設等の指導監査において、施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察し、幹部職員のみならず現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう努める。

## 県内において障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案

障害者福祉施設従事者等による虐待に関して、県又は鳥取市（以下「指定権者」という。）が採った措置、施設種別、虐待を行った従事者等の職種について、障害者虐待防止法第 20 条の規定に基づき、以下のとおり公表します。

### 【事案 1】

事業種別	就労継続支援 B 型
虐待者の職種	管理者
虐待の種別	身体的虐待
対応状況	指定権者及び市町村による立入検査及び指導を実施した。職員等へ聞き取り調査を行ったところ、管理者による身体的虐待が認められた。このことから、市町村は虐待を行った管理者へ注意・指導を行った。

### 【事案 2】

事業種別	就労継続支援 B 型
虐待者の職種	職業指導員
虐待の種別	心理的虐待
対応状況	指定権者が職員等へ聞き取り調査を行ったところ、職業指導員による心理的虐待が認められた。このことから、指定権者は虐待を行った職業指導員へ注意・指導を行い、事業者に改善計画等の報告を求め、改善勧告を行った。

### 【事案 3】

事業種別	就労継続支援 B 型
虐待者の職種	相談支援専門員
虐待の種別	心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）
対応状況	指定権者が職員等へ聞き取り調査を行ったところ、相談支援専門員による心理的虐待及び放棄・放置（ネグレクト）が認められた。このことから、指定権者は虐待を行った相談支援専門員へ注意・指導を行い、事業者に対し改善計画等の報告を求め、対応状況を確認した。

### 【事案 4】

事業種別	放課後等デイサービス
虐待者の職種	生活支援員
虐待の種別	心理的虐待
対応状況	指定権者が職員等へ聞き取り調査を行ったところ、生活支援員による心理的虐待が認めら

れた。このことから、指定権者は事業者に対し改善計画等の報告を求め、対応状況を確認した。

#### 【事案 5】

事業種別	就労継続支援 B 型
虐待者の職種	生活支援員
虐待の種別	心理的虐待
対応状況	指定権者が職員等へ聞き取り調査を行ったところ、生活支援員による心理的虐待が認められた。このことから、指定権者は事業者に対し改善計画等の報告を求め、改善勧告を行った。

#### 【参考】

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）（抄）  
（公表）

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号）（抄）

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従業者等の職種